

1. 補助金一覧(令和7年度予算)

一般会計
(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	7年度算定	6年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開 始 年 度	終 期 又 は 次 回 検 査 年 度
1	環境局 環境管理部 環境規制課	生活保護等世帯空調 和機器稼働費補助金	生活保護等世帯	48,000	48,000	航空機による騒音防止工事を受けた住宅に居住する生活保護等世帯に対して空調和機器の稼働費の一部を補助することにより、騒音障害の防止・軽減等を図る	「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく航空機騒音にかかる住宅の騒音防止工事を受けた住宅に居住し、電力料金を支払った生活保護等世帯の世帯主に対して、7～10月の電力料金のうちクーラー稼働費相当分を補助(補助上限1万円)	H1	R9
2	環境局 環境管理部 環境管理課	土壌汚染対策事業助成 金	汚染原因者でない土地 所有者	4,042,000	3,758,000	土壌汚染対策法に基づく措置の指示により、汚染の除去等の措置を講ずる者に対し助成を行うことにより、市民の健康の保護を図る	土壌汚染対策法第7条の規定により、汚染の除去等の措置を指示された土地所有者(汚染原因者でない者であつて、費用負担能力の低い者)に対し、措置に要する費用の3/4以内の額を助成	H8	R9
3	環境局 環境施策部 環境施策課 エネルギー政策担当	大阪市脱炭素先行地域 づくり補助金	脱炭素先行地域へ導入 する省エネ・再エネ設 備を所有する企業	1,549,441,000	1,076,613,000	脱炭素先行地域を形成するため、省エネ・再エネ設備を導入する取組みに対して、その経費の一部を補助する。	二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)を活用し、省エネ・再エネ設備導入に要する費用を助成する。 ・太陽光発電設備(オンサイト)1/2 ・太陽光発電設備(オフサイト)2/3 ・蓄電池1/3 ・エネルギーマネジメントシステム1/3 ・熱導管1/2 ・充放電設備、充電設備1/2 ・高効率換気空調設備1/3 ・高効率照明機器1/4 ・コージェネレーション1/3	R6	R10
4	環境局 環境施策部 環境施策課 エネルギー政策担当	地域脱炭素移行・再エ ネ推進重点対策加速化 事業補助金	省エネ・再エネ設備を 導入する市民	0	97,040,000	省エネ・再エネ設備を設置しようとする市民に対し、その設備導入にかかる経費の一部を補助することにより、本市におけるエネルギー消費量の削減につなげ、さらには、温室効果ガス排出削減につなげることにより、ゼロカーボンに向けた取組みを加速させる。	二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)を活用し、省エネ・再エネ設備導入に対して助成する。 ・家庭用コージェネレーションシステム設置補助(補助率1/2) ・太陽光発電設備設置補助(上限7万円/kW)	-	-
5	環境局事業部 事業管理課 路上喫煙対策担当	大阪市指定喫煙所設置 等経費補助金	本市の指定を受ける喫 煙所を整備した市内の 土地・建物の所有者及 び使用者	212,960,000	264,520,000	市内全域の路上喫煙禁止に向け、指定喫煙所の普及により喫煙者而非喫煙者が共生でき、市民等が一層安全で快適に暮らせるまちの実現を図る。	本市の指定を受ける喫煙所を整備した「市内の建物の所有者及び使用者」に対し、整備経費、改修経費及び維持管理費を助成する。 ・整備経費補助上限10,000千円(地下施設20,000千円) ・改修経費上限3,000千円 ・維持管理費補助上限1,440千円(改修分480千円)	R5	R9
6	環境局 環境施策部 環境施策課 エネルギー政策担当	新たな脱炭素技術の実 証・事業化支援事業補 助金(仮)	市域で新たな脱炭素技 術の実証・事業化を行 う者	30,000,000	0	2050年の脱炭素社会「ゼロカーボン おおさか」の実現に向けて、市域で新たな脱炭素技術の実証・事業化を行う者に対し、実証費用の一部の補助を行うことにより、社会実装を後押しすることを目的とする。	開発レベルには達しているものの事業化に至っていない新たな脱炭素技術のうち、都市部で有効な脱炭素技術の実証を行う者に対し、実証経費の1/2の補助を行う(補助上限:10,000千円)。	R7	R9
7	環境局 環境施策部 環境施策課	電気自動車用充電設備 設置費補助金(仮)	集合住宅に電気自動車 用充電設備を設置しよ うとする者のうち、国 の「クリーンエネル ギー自動車の普及促進 に向けた充電・充てん インフラ等導入促進補 助金」の交付を受けた 者	10,000,000	0	電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド車(PHEV)の普及には、充電設備の整備が必要であるため、本市世帯数の7割が居住する集合住宅において、電気自動車用充電設備の設置促進を図り、電気自動車等の普及促進を図る。	電気自動車用充電設備を設置する集合住宅管理者等のうち、国の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の交付を受けた者に対し、次のとおり国補助対象外部分を補助する。 ・設備費:設備費の半額(国補助額と同額) ・工事費:国補助対象外部分の一部(1基20万円を上限)	R7	R9
8	環境局 環境施策部 環境施策課 エネルギー政策担当	公立大学法人大阪施設 整備費補助金	(大)大阪	3,439,000	0	脱炭素社会の実現に向け、産・官・学の連携した取組により、大阪における次世代太陽電池の普及促進を図る。	大阪公立大学の施設又は設備の整備に係る事業の実施に要する経費(工事費等)の10/10に相当する額を上限として補助する。(次世代太陽電池整備費)	R7	R7
所属計				1,809,930,000	1,441,979,000				